

コード番号	6.3.1	業務名	ドライバー削除
事例	ドライバー・更新プログラム等の削除		

項目	手続	留意点
① 削除	<p>手順1 職員等は、情報化推進リーダーと協議の上、ドライバー・更新プログラム等の削除を行う。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは、削除が適正に実施されたことを「プログラムの追加と削除」等で確認する。</p>	<p>削除とは、ハードウェアからソフトウェアをアンインストールすることを指す。</p> <p>コード番号6.3.2につづく</p>

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

7 対象資産の導入等に関する情報の把握

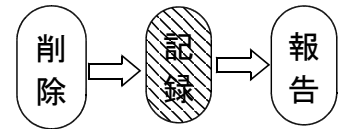
資産管理者は、対象資産の導入・更新・削除・廃棄・転用がある場合には適時、適切に把握できる手順を作成し、対象範囲に周知徹底しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

8 対象資産の削除手続き

(3) ドライバー・更新プログラム等

セキュリティ管理者等は、ドライバー・更新プログラム等を削除した場合、「ドライバー等削除報告書」に必要事項を記入し、副統括責任者に提出しなければならない。



コード番号	6.3.2	業務名	ドライバー等削除
事例	ドライバー・更新プログラム等を削除したときの記録		

項目	手続	留意点
②記録	<p>情報化推進リーダーはソフトウェアの削除の実施後、「ソフトウェア管理台帳」の記載情報を更新する。</p>	<p>コード番号6.3.1のつづき</p> <p>管理台帳の変更箇所は赤文字で記入。</p> <p>管理台帳の更新後、情報政策課管理のデータベースに反映するため、台帳の写しの提出が必要。</p> <p>コード番号6.3.3につづく</p>

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

7 対象資産の導入等に関する情報の把握

資産管理者は、対象資産の導入・更新・削除・廃棄・転用がある場合には適時、適切に把握できる手順を作成し、対象範囲に周知徹底しなければならない。

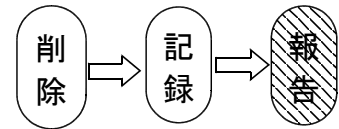
【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

8 対象資産の削除手続き

(5) 記録

③ ドライバー・更新プログラム等

セキュリティ管理者等は、ドライバー・更新プログラム等の削除時に、「ソフトウェア管理台帳」の記載情報を更新しなければならない。



コード番号	6.3.3	業務名	ドライバー等削除
事例	ドライバー・更新プログラム等を削除したときの報告		

項目	手続	留意点
③ 報告	<p>手順1 情報化推進リーダーは削除後、直ちに「ドライバー等削除報告書」を作成し、「ソフトウェア管理台帳」とともに情報セキュリティ管理者（所属長）の決裁を受ける。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは「ドライバー等削除報告書」と「ソフトウェア管理台帳」の写しを情報化推進員に提出する</p> <p>手順3 情報化推進員は部局内を取りまとめ、情報セキュリティ責任者（各部局の次長等）に供覧し、ソフトウェア資産管理担当者（情報政策課担当者）に「ドライバー等削除報告書」と「ソフトウェア管理台帳」の写しを提出する。</p>	<p>コード番号6.3.2のつづき</p> <p>削除後、速やかに情報化推進員に報告書を提出すること。</p>
④ データベースへの反映	<p>情報政策課内部作業</p> <p>ソフトウェア資産管理担当者（情報政策課担当者）は、前月分を毎月10日までに「データベース」に反映する。</p>	<p>「ソフトウェア管理台帳」の記載内容に不備があった場合は、修正指示をすることあり。</p>

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

7 対象資産の導入等に関する情報の把握

資産管理者は、対象資産の導入・更新・削除・廃棄・転用がある場合には適時、適切に把握できる手順を作成し、対象範囲に周知徹底しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

4 管理台帳及び管理台帳マスターデータ（以下、「管理台帳等」という。）の管理

(2) 管理台帳の利用

② 管理台帳の更新方法

セキュリティ管理者等は、自らの責任範囲の管理台帳を更新（登録、修正、削除をいう。）し、管理台帳の写しを資産管理者に提出しなければならない。

資産管理者は内容を確認し確認の結果不備が発見された場合には、記録したセキュリティ管理者等に指示し、速やかに修正させなければならない。

提出された管理台帳の写しの内容が適正であれば、資産管理者は、その内容を管理台帳マスターデータに毎月1回更新しなければならない。

8 対象資産の削除手続き

(3) ドライバー・更新プログラム等

セキュリティ管理者等は、ドライバー・更新プログラム等を削除した場合、「ドライバー等削除報告書」に必要事項を記入し、副統括責任者に提出しなければならない。